(三)　追加給付金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた者であって、新たに(一)(2)イからハまでのいずれかに該当するに至ったものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給するものとし、追加給付金の支給について所要の事項を定めることとした。（第八条～第一一条関係）

(四)　定期検査費

支払基金は、(一)(2)トに該当することを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（以下「特定無症候性持続感染者」という。）が、慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査を受けたときは、その者の請求に基づき、定期検査費を支給することとし、定期検査費の支給について所要の事項を定めることとした。（第一二条関係）

(五)　母子感染防止医療費

支払基金は、特定無症候性持続感染者が出産した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与（以下「母子感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給することとし、母子感染防止医療費の支給について所要の事項を定めることとした。（第一三条関係）

(六)　世帯内感染防止医療費

支払基金は、特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者が、B型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与（以下「世帯内感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給することとし、世帯内感染防止医療費の支給について所要の事項を定めることとした。（第一四条関係）

(七)　定期検査手当

支払基金は、特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給することとし、定期検査費の支給について所要の事項を定めることとした。（第一五条関係）

(八)　定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例、損害賠償との調整、他の法令による給付との調整、非課税措置その他特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について所要の規定を設けることとした。（第一六条～第二五条関係）

4　社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

(一)　支払基金の業務

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること及びこれに附帯する業務（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）を行うこととした。（第二六条関係）

(二)　業務方法書等

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、業務方法書、区分経理、予算の認可、財務諸表、利益及び損失の処理、短期借入金等について定めることとした。（第二七条～第三六条関係）

5　費用

(一)　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設けることとした。（第三七条関係）

(二)　交付金

政府は、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付することとした。（第三八条関係）

6　罰則

罰則について、所要の規定を設けることとした。（第四二条～第四五条関係）

7　施行期日等

(一)　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(二)　長期借入金

長期借入金及びそれに係る債務保証について規定することとした。（附則第四条関係）

(三)　交付金の財源

政府は、平成二四年度から平成二八年度までの各年度において5の(二)の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保することとした。（附則第五条関係）

(四)　経過措置及び住民基本台帳法の一部改正

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとするほか、住民基本台帳法について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条及び附則第七条関係）

(五)　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、1、2、4、5、6の一部及び7の一部は、公布の日から施行することとした。

◇民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三九五号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第六一号）の施行期日は、平成二四年四月一日とすることとした。

◇民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三九六号）（厚生労働省）

1　民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第八条関係）

(一)　児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）

(二)　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）

(三)　公害紛争処理法施行令（昭和四五年政令第二五三号）

(四)　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四一一号）

(五)　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成一〇年政令第三七八号）

(六)　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成一四年政令第二六号）

(七)　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成一四年政令第三八九号）

(八)　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二二年政令第一一二号）

2　この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年四月一日）から施行することとした。

◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（政令第三九七号）（内閣府本府）

1　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による再生支援の対象となる被災地域を定めることとした。

2　この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日から施行することとした。
